

「徴収・換価猶予（期間延長）申請書」の記載例

（徴収猶予の申請（当該猶予を受けようとする金額が100万円以下）をする場合）

徴収猶予を申請する場合は、猶予該当事実があったことにより、納税者が資金を支出し、又は損失を受け、その支出又は損失があることが一時に納付することができないことの原因になっている事情の詳細を具体的に記載します。換価猶予を申請する場合は、一時に納付することにより事情の継続又は生活の維持が困難となる事情を具体的に記載します（下記の記載例を参照してください）。

申請の種類により、不要文字は二線で抹消してください。

別記第4号様式その1

徴収・換価 猶予（期間延長）申請書

未納となっている道税をすべて記載してください。延滞金については、本税に未納がある場合は「要す」と記載してください。

特別徴収業者又は納税者	住所（所在地）	札幌市西区八軒 5条東5丁目1-38		徴収・換価（期間延長）を受けようとする理由	実父が先日脳梗塞で倒れ、約50万円の出費を余儀なくされたので、一括納税することができなかった。
	氏名（名称）	北海道雄			
	法人番号				

納付（納入）すべき徴収金	年度	期別	税目	税額	延滞金額	過少申告不申告加算金額	重加算金額	滞納処分費	小計	納期限
		28	随時	不動産取得税 (990000004)	630,000	要す				

「納付（納入）すべき徴収金」の合計額から財産目録3の「③現在納付（納入）可能資金額（①-②）」又は財産収支状況書2の「現在納付（納入）可能資金額」を差し引いた金額を記載してください。

上記のうち猶予を受けようとする金額	450,000	要す	450,000
-------------------	---------	----	---------

「猶予期間の開始日」（通常は申請書を提出する日）から「分割納付（納入）計画の最終日」を記載してください。

猶予を受けようとする期間	平成28年7月25日から平成28年12月30日									
納付（納入）内訳	納付（納入）期限	平成28年8月1日	平成28年8月31日	平成28年9月30日	平成28年10月31日	平成28年11月30日	平成28年12月30日	年	月	日
	納付（納入）金額	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	円	円	円

収支の明細書の「分割納付（納入）年月日及び分割納付（納入）金額」又は財産収支状況書の分割納付（納入）計画」欄を転記してください。

納税担保	財 産				保 証 担 保	
	種 類	数 量	価 額	所 在	氏 名	住 所

担保を提供する必要がある場合は、担保提供書の「担保の表示」欄を転記してください。

上記のとおり、徴収・換価 猶予（期間延長）の承認を受けたいので申請します。
（根拠法令－地方税法第15条（第15条の6の2））

申請の種類により、不要文字は二線で抹消してください。

平成28年7月25日

申請書を提出する日を記載してください。

住所（所在地） 札幌市西区八軒5条東5丁目1-38

氏名（名称） 北海道雄 印

北海道札幌道税事務所長 様 123-456-▲▲▲▲

注意1 提供する担保が国債等である場合には「供託書正本」又は「登録済通知書（登録済証）」を、土地、各種財団又は保険

納税通知書等に記載している取扱庁名を記載してください。

確認部分	事実
住所（所在地）、氏名（名称）及び連絡先を記載し、押印してください。	

- 「徴収・換価猶予（期間延長）を受けようとする理由」欄の記載例
- 徴収の猶予
 - 平成28年6月〇日の大雨により、自宅が床下浸水となり、自宅の修繕費に約50万円の出費を余儀なくされたため、一時に納付することができなくなった。
 - 大型店舗の進出により、売上が80%減となるなど業績が著しく悪化し、平成28年6月に廃業したが、在庫商品を原価割れで売却したことなどによる損失が100万円となったため、一時に納付することができなくなった。
 - 換価の猶予
 - 個人で建設業を営んでいるが、売上の50%を占めるA株式会社との契約が昨年11月に終了したことにより、資金繰りが急速に悪化し、所有財産の売却などにより、事業資金を捻出している状況であり、一時に納付することが困難となった。